

行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、女性従業員が更に活躍できる職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

医療法人社団 研医会
理事長 塚田 邦夫

1 計画期間 令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間

2 目標と取組内容・実施時期

目標1 計画期間内に、妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、職員に対する制度の周知や情報提供を引き続き行い、相談体制の整備強化を図る。

< 対策 >

- ・令和元年7月～ 子育てを行う者又は行おうとしている者について、妊娠中や出産後の女性職員の職業生活と健康確保について、具体的ニーズの調査
- ・令和元年8月～ 妊娠中や出産後の女性職員の健康の確保について、制度周知等に関する相談窓口を引き続き開設(必要に応じ社会保険労務士を活用)

目標2 計画期間内に、育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、引き続き職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を図る。

< 対策 >

- ・令和元年7月～ 職員の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
- ・令和元年8月～ 育児休業が取得し易いように業務体制・人員配置を整備・検討
- ・令和元年8月～ 育児休業中の職員で希望する者を対象とする職場復帰のための説明会を開催
- ・令和元年8月～ 休業取得者が発生した場合、必要に応じて代替職員を整備

目標3 計画期間内に、引き続き育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る。

< 対策 >

- ・令和元年7月 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度について、役員に対する認識を深めるため社会保険労務士による研修の実施
- ・令和元年8月～ 産前産後休業、育児・介護休業（短時間勤務措置）などの諸制度の説明会又はミーティングを必要に応じ実施

目標 4 各雇用管理区分の女性の平均勤続年数を 2 年以上引き上げる。

< 対策 >

- ・令和元年 7 月～ 就労における悩み等を相談できる相談窓口を設置し、女性職員が気軽に相談できる体制を整備
- ・令和元年 8 月～ 職員との面談時に、本人のワークライフバランスの考え方を確認し、その実現に向けた働き方を検討・提案

【勤続年数】(平成 31 年 3 月時点) (単位:年)

	看護師等	事務	合計
男性	9.6	15.0	11.0
女性	5.8	8.3	7.0